

●納付される時の留意事項

- ・領収証書、納付書、通知書とも同じ内容であるか確認してください。
- ・必ず3片をハサミ等で切り離して、金融機関の窓口に提示してください。
- ・印刷される時は、感熱紙の使用は不可とし、上質紙かそれに準ずる用紙で印刷されますようお願いいたします。

●納付場所

三木市役所	・三木市役所吉川支所
三井住友銀行	・みなと銀行
三菱東京UFJ銀行	・りそな銀行
池田銀行	・但馬銀行
姫路信用金庫	・播州信用金庫
尼崎信用金庫	・日新信用金庫
中兵庫信用金庫	・兵庫県信用組合
兵庫みらい農業協同組合	・みのり農業協同組合
近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行又は郵便局	
*合併等により名称変更している場合はご了承ください。	

●延滞金の計算方法

納期限までに税金を納付されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合で計算した延滞金がかかります。

- (1) 納期限後1月経過するまでの期間 年7.3%(1日当り0.02%)
ただし、平成12年1月1日以後の期間については、年7.3%の割合と特例基準割合(前年11月30日経過時の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合での小数点以下1位未満切り捨て)のいずれか低い方の割合が年単位(1月1日～12月31日)で適用されます。
- (2) その後の期間 年14.6%(1日当り0.04%)
なお、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満のときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
また、算出した延滞金に100円未満の端数があるとき、又は全額が1,000円未満のときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
延滞金の控除期間は原則として本来の納期限後1年を経過する日の翌日から更正の通知をした日まで(又は法人税の修正申告書を提出した日、法人税の更正、決定の通知した日まで)の期間となります。

◎納税証明書がご入用のときは領収証書をお持ちください。

◎領収証書は、7年間大切に保管してください。

○お問い合わせ

三 木 市

税務課 法人市民税担当

電話(0794)82-2000

内線 2318.2319.2321.2331